

兵庫県後期高齢者医療保険料の減免制度のご案内

兵庫県後期高齢者医療広域連合では、災害、離職等で保険料を納めることが困難な被保険者又は連帯納付義務者に対して保険料の減免制度を設けています。保険料納付でお困りの方は、お住まいの市町の後期高齢者医療担当の窓口にご相談ください。

◆ **減免を受けられる方**

詳細は裏面をご覧ください。

◆ **減免申請のとき市町窓口にお持ちいただくもの**

◎被保険者証

◎以下に記載する書類

◆ **ご本人が申請に来られないときは**

代理の方の身分を証明する書類

減免の種類		理由を証明するもの	所得を証明するもの
(1) 災害		り災証明書等	
(2) 所得激減	(ア)	休廃業届、休職証明書、退職証明書等	(年金所得) 年金額振込通知書等 (給与所得) 給与証明書、源泉徴収票等 (その他所得) 確定申告書等
	(イ)	確定申告書 (確定申告後の受付となります。)	
	(ウ)	身体障害者手帳、入院証明書等	
(3) 低所得者		戸籍謄本、住民票等	
(4) 法第89条		収監証明書等	

◆ **申請期間**

保険料額決定通知以後、賦課年度の翌年度の6月末日までです。

◆ **減免を受けられたあとに**

減免を受けられた方で、その後減免理由が消滅した場合は、すみやかにその旨を届けてください。

◆ **よくある質問**

Q. 退職証明書のほかに、退職を証明する書類はありますか。

A. 雇用保険離職票、源泉徴収票、健康保険資格喪失証明書などに、退職日の記載があれば証明書類となります。

Q. 企業年金や個人年金の終了により所得が激減した場合、減免を受けられますか。

A. 休廃業、休職、失業、事業における著しい損失等の所得激減の要件に該当しないため、減免の対象になりません。